

昇降機定期報告検査者 各位

一般財団法人 熊本県建築住宅センター

令和7年7月1日改正施行に伴う昇降機定期検査報告の既存不適格の取扱いについて（お知らせ）

平素より、昇降機の定期検査報告に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年6月28日公布の「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第974号）」等により、定期検査及び点検の合理化とするための定期検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表等の見直しがなされて、令和7年7月1日より施行されました。

この改正施行に伴う下記のとおり、昇降機定期検査報告の既存不適格の判断基準が見直されましたので、お知らせいたします。

なお、「昇降機検査業務基準書 2025 年版」を十分ご留意のうえ、定期検査報告書を提出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 既存不適格の判断基準見直項目

ロープ式エレベーター	
検査項目	1 機械室 (14) 巻上機(ブレーキ) 保持力の状況
判断基準	平 12 建告第 1429 号の改正に伴い、「低昇降行程、小容量エレベーターでかごの床面積が 1.1 m ² を超えるものは、積載荷重の 1.75 倍の荷重が加わった場合にかご位置が著しく変動しないこと。」が追加されました。
参照ページ(※)	P186、P246
検査項目	4 かご上 (5) 頂部綱車 取付けの状況
判断基準	頂部綱車の耐震対策について、【1 機械室(18)駆動装置等の耐震対策】の項目で、「頂部綱車はり」を検査対象としていることから、重複検査項目であるため、削除されました。
参照ページ(※)	P186、P255、P299
段差解消機	
検査項目	2 駆動装置 (13) パンタグラフ(下枠及びアーム) 下枠及びアームの状況
判断基準	耐震対策事項の見直しにより、「パンタグラフに耐震対策が講じられていること。」が追加されました。
参照ページ(※)	P197、P469
検査項目	4 かご室 (9) 車止め 取付けの状況
判断基準	平 12 建告第 1413 号第 1 第九号イ(1)では、「車止め」ではなく、かご側部の立ち上がり指しているため、削除されました。
参照ページ(※)	P487

※参照ページ：昇降機検査業務基準書 2025 年版のページを示す。

2 既存不適格の判断基準見直項目の記載方法

検査結果表特記事項

特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(14)	巻上機(ブレーキ)	保持力の状況	指摘なし→既存不適格	令和7年7月改正に伴う判定見直し	未定
4(5)	頂部綱車	取付けの状況	既存不適格→指摘なし	令和7年7月改正に伴う判定見直し	
2(13)	パンタグラフ(下枠及びアーム)	下枠及びアームの状況	指摘なし→既存不適格	令和7年7月改正に伴う判定見直し	未定
4(9)	車止め	取付けの状況	既存不適格→指摘なし	令和7年7月改正に伴う判定見直し	